

## 帯広市地域自立支援協議会「差別解消部会」設置取扱基準

帯広市地域自立支援協議会会議及び部会設置運営基準第3項第6号に規定する差別解消部会(以下「部会」という。)の設置について、次のとおり取扱基準を定める。

### 1. 目的

帯広市の行政区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づく障害者差別解消支援地域協議会の機能を担うもの。

### 2. 取組事項

- (1) 部会は、次に掲げる事項について取組を行う。
  - ア 複数の機関等によって、紛争の防止や解決を図べき事案の対応
  - イ 複数又は単独の構成機関等が対応した相談事例の共有
  - ウ 障害者差別に関する相談体制の整備
  - エ 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析・検討
  - オ 構成機関等における紛争解決のためのあっせん・調整などの後押し
  - カ 障害特性の理解のための研修・啓発、取組の周知・発進
  - キ その他目的を達成するために必要な事項に関する協議、検討及び情報交換等
- (2) 障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を受けている事案や「合理的配慮の提供」を受けていない事案について、相談を受け、紛争解決のために協議、検討し、具体的な解決に向けて取組むとともに、紛争の防止を図ることに努力する。
- (3) 一般私人による事案は対象外とし、環境整備に関する相談や、制度等の運用に関する相談等について取扱うこととし、その改善に向けた検討、方向づけ等を行い、解決に向けて関係機関等につなげていく。

### 3. 組織

部会は、別表に掲げる関係機関、団体の長又はその長が指定する者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

### 4. 部会長

- (1) 部会に部会長を置き、部会長は帯広市市民福祉部長とする。
- (2) 部会長に事故ある時は、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

### 5. 相談体制の整備

- (1) 障害者及びその家族その他の関係者(以下「相談者」という。)からの相談に的確に対応するための相談窓口を帯広市市民福祉部福祉支援室障害福祉課(以下「障害福祉課」という。)並びに十勝障がい者総合相談支援センター(以下「支援センター」という。)に設置する。
- (2) 相談等を受ける場合は、当該障害者の性別、年齢及び状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- (3) 第1号の相談窓口に寄せられた相談等は、相談窓口において集約し、相談者のプライバ

シーに配慮しつつ構成員間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

## 6. 会議

部会には、代表者会議、実務者会議及び事務局を置く。また、会議には、事案により、構成員以外の関係機関、団体に所属する者を出席させることができる。

### (1) 代表者会議

代表者会議は、構成員全体の参集により年1回程度開催し、障害者差別の状況について情報交換を行い、構成員の共通認識を醸成するため、構成機関等における相談事例や次号の実務者会議における事案の共有等を行う。

### (2) 実務者会議

ア 実務者会議は、複数の機関等により解決する必要のある事案が発生した場合又は構成員から課題解決などのため、会議の開催を求められた場合に開催することとする。

イ 実務者会議は、事案ごとに必要とする構成員により開くことができる。

### (3) 事務局

ア 部会の運営に必要な事務を処理するため、障害福祉課並びに支援センター内に事務局を置き、支援センターは障害福祉課と協議、連携して、事務の処理に当たる。

イ 事務局は連携して、相談事案に関する取扱いについて検討を行うとともに、事案ごとに開催する実務者会議の構成員を指名することができる。

ウ 事務局会議は必要に応じて開催する。

## 7. 守秘義務

会議に出席した構成員等は、正当な理由がある場合を除き、その知り得た秘密を他に漏らしてはならない。構成員等でなくなった場合も同様とする。

## 附 則

### (施行期日)

この取扱基準は、平成28年8月10日から施行する。

## 附 則

### (施行期日)

この取扱基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表

分類		機関・団体名	備考
行政	国の機関	帯広公共職業安定所	
		帯広労働基準監督署	
	地方公共 団体 (広域)	北海道十勝総合振興局保健環境部保健行政室 (帯広保健所)	
		帯広警察署生活安全課	
		とかち広域消防局	
	当事者	帯広身体障害者福祉協会	
		帯広市手をつなぐ育成会	
		十勝精神障害者家族会連合会	
		北海道難病連十勝支部	
関係機関団体等	福祉等	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部	
		帯広市社会福祉協議会	
		十勝知的障がい施設協議会	
		発達障害者支援道東地域センターきら星	
		十勝障がい者総合相談支援センター	
	医療・保健	十勝障がい者就業・生活支援センターだいち	
		帯広市医師会	
	事業者	十勝歯科医師会	
		帯広商工会議所	
		北海道中小企業家同友会とかち支部	
		北海道旅客鉄道株式会社（JR北海道）	
		帯広市ハイヤー協同組合	
	法曹等	十勝地区バス協会	
	法曹等	釧路弁護士会	
行政	地方公共 団体	帯広市市民福祉部福祉支援室	障害福祉課
		帯広市市民福祉部こども福祉室	こども課・子育て支援課
		帯広市経済部商業労働室	商業労働課
		帯広市都市環境部都市建築室	都市政策課
		帯広市学校教育部教育総務室	企画総務課
		帯広市生涯学習部生涯学習文化室	生涯学習文化課